

平成26年度第6回

流山市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会
議事録

日時 平成27年3月12日 木曜日 15時から16時 まで

会場 ケアセンター4階第2研修室

出席 越智委員、大津委員、稲田委員、市岡委員、鈴木（美）委員、
安藤委員、黒田委員、渡部委員、岩井委員、池上委員、小山委員、
大久保委員

傍聴者 なし

（会長）議題「（1）地域密着型サービス事業者の指定更新について」を
議題といたします。事務局から説明をお願いします。

（事務局）説明に入ります前に、議題となっています、指定申請に係る
事業者である「グループホーム花いちもんめ」にお越しいただいで
います。この場で、現状と指定更新にあたっての今後の運営方針な
どについて約10分で説明をしていただきますので、ここで事業者
を入室させてよろしいでしょうか。

（会長）はい、入室させてください。

事業者入室

（事務局）議題1の地域密着型サービス事業者の指定更新について説明
いたします。資料1-1、1-2をご覧ください。

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
事業所のグループホーム花いちもんめについては平成27年3月
31日をもって指定有効期限が満了となることから、平成27年
2月20日付けで指定更新申請書の提出がありました。

指定の更新にあたり、指定基準を満たしているかを申請書類の
審査と2月26日に事業所に出向きまして、現地調査、ヒアリン
グを実施し、指定基準を満たしていることを確認いたしました。

現在のグループホームの利用者は定員9名のところ8名入居し
ています。料金内容につきましては、前回指定時と変更はありません。

本日の運営協議会委員の意見を踏まえ、指定の手続きを進めさ

せていただきます。

続きまして、非特定営利活動法人グループホーム花いちもんめから更新にあたっての現状と課題、今後の運営方針について説明をさせていただきます。

(管理者) 管理者秋谷です。よろしくお願いいたします。

グループホーム花いちもんめは12年目2回目の指定更新となります。私は介護従事者として8年そのうち、管理者として3年、ケアマネジャーになって2年という経歴があります。職員数は15名、介護福祉士が2名、看護師が1名、現在は職員の不足なく充足され運営しています。要介護1の方が2名、69歳男性、76歳女性1名、要介護度2の方は81歳女性が1名、要介護度3は、84歳、93歳の女性2名、要介護度4は89歳女性1名、要介護5の方が84歳、90歳女性2名で、平均要介護3、平均年齢は83.3歳 男性1名女性7名です。

課題ですが、長い方ですと6～7年の入居期間で、高齢化が進み介護度が高くなっています。自立度が落ちていき、半特別養護老人ホーム化している状態です。肺炎で入院していた90歳要介護4の方が亡くなり、ターミナルも考えていかなければいけないと思っています。ターミナルの対応については、家族から同意書をもらいながら対応しているところです。

職員の課題は、充足されていますが就業3年未満の職員に介護技術・知識にばらつきがあり、先輩職員看護師等、有資格者からの指導を受けたり、内部外部の研修の機会を増やし全員が学べる機会を増やしていこうと思っています。施設全体のリスクマネジメントの取り組みと課題についてですが、利用者様のリスク、主に単独外出ですとか居室内での転倒、誤薬、体調急変、疾病、感染予防等、また、職員のリスクについては、感染予防、労働災害等について予防からその対応の仕方を内外部の研修で取り組みながら、利用者様のご家族様には生活の様子を常に伝えるなど連絡を密にしています。

3月11日の震災から4年経ち地域との連携体制を見直すために、事業所はもちろん地域の一員として今まで以上に地域との交流を強化することを目的に運営推進会議を通して自治会と話

し合っています。

事業所の専門分野から地域貢献として何が出来るのだろうかと考え、介護相談や、学習会の開催も検討しています。施設が老朽化しているため、数年後に建て替え若しくは移転も視野に入れ協議しています。

今後の方針ですが、花いちもんめの「住み慣れた地域のなかでもう一つの家族として、いつもそばにいて優しく暖かくきめ細やかに世話させていただきます」という理念の下で、一つ、利用者への尊敬や敬意の念をもって接する。一つ、主役は利用者であることを強く認識し職員は黒子であることを徹底する。一つ、利用者の人生、利用者の生活の支援のために職員が存在していることを念頭におく。一つ、利用者の自分らしい生き方、生活の実現に向けた支援をする、一つ、利用者の気持ちは毎日変化することを知り、常に新鮮な気持ちで関わること。一つ、利用者の一瞬、利用者的一天を大切にす。職員一人一人が責任を持つ上で一人で抱え込まず、チームでケアする。

以上のことを踏まえて、グループホームの共同生活における安定した生活の継続、尊厳ある自立した生活の維持を図りたいと思います。以上です。

(会長) それでは、ただいまの事務局及び事業者からの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたら、委員の方からご発言をお願いします。いかがでしょうか。

(委員) 確認はいつしたのでしょうか

(事務局) 2月26日に申請書類の確認と現地で確認をしました。

(委員) 時間はどのくらいかかるのでしょうか。

(事務局) 現地のヒアリングについては1から2時間程度かかっています。

(委員) 確認書22番目、地域との連携等の項目について、施設により多少違うと思いますが、運営推進会議のメンバーを教えてください。

(管理者) 東初石3, 4丁目常盤松自治会長、民生委員、利用者の御家族様、包括支援センター長、介護支援課、副会長も加わることもあります。2か月に1回実施し、12名から13名は集まって議論し

ています。

(委員) いい意見はでますか？

(管理者) 同じ話の繰り返しになることもありますが1時間半程度設けていますが、進んだり進まなかったり、その時によりですね。

(委員) 運営推進会議の重要性が大事です。22番「地域との連携」等とありますが、運営推進会議となっていないのは規定があるのでしょうか。名称は直せないのでしょうか。

(事務局) 基準のつくりとして、地域の連携を図るための手段として運営推進会議があります。流山市で決めた書類ですので、変更は可能であると思います。

地域との連携の中に運営推進会議があるものですので、このような形にさせていただいています。

(委員) 東初石は商店街がありますか。

災害のこともあるので商店街の役員や交番、消防団、学校教育関係の方、かかりつけ医などメンバーを増やすともう少し客観的な専門的な意見も聞けるのではないかと考えて伺いました。

(管理者) 警察署と消防署についてはご案内をさせていただきましたが、できることは不可能であると回答があったため最近では声をかけていませんが、商店街の方には声をかけてみようと思います。

(委員) 先ほど聞いたなら、あまり活発ではないという事であったので、提案をしました。

(委員) 管理者から課題が上がっていましたが、入居者の高齢化はどこでも抱えている問題だと思います。グループホームの本質にふれる問題ですので、今後の運営についてどう考えていますか。大きな問題ですよ。

(管理者) 本来グループホームのコンセプトとしては認知症の初期から中程度をお預かりし、自立する支援をして認知症状を防ぐというものです。国は在宅を進めています、認知症が家族ではどうにもならなくなってから声がかかる事が多いです。家族が早いうちにグループホームがあることをお知らせする体制を作っていく事が大事だと思っています。

(委員) グループホームの良さがあります。家族と同じように生活しながら自立性を高めていくという。御家族の理解が必要だと思って

おります。

(委員) グループホームを診ていますが同じような問題を抱えています。施設がいつまで支援するのかという事が漠然としています。漠然としている最大の理由は死は病院でという意識を刷り込まれています。あらゆる人がそう思っています。最後まで見ようと意識して介護される方が乏しいのではないかと思っています。それが看取りをすることが難しくなっていると思います。これからグループホームで看取りをすることの気構え、正直な考えをお聞かせください。

(管理者) 私が勤めはじめてから、施設で亡くなった方は2、3名程度です。ガン末期、老衰を看取ってきた経験はあります。施設としては、なるべく家族の考え方、臨終に立ち会う等の意見も聞きながらですが、病院で治療が必要無ければ、併設の訪問看護ステーション看護師の指示を仰ぎながらやりたい気持ちはあります。職員の中に夜間の対応、死なれたら怖いという意識を変えていかかけなければならないと思っています。新たな課題です。家族が看取りを希望するのであれば、考えていきたいと思っています。

(委員) あらゆるグループホームは同じことを考えています。ヘルパーは生きる過程を支援することが仕事で、教育をされてきた。積極的に看取りをしようとする、管理者とヘルパーの間に軋轢を生じることになると予想されますが、自信はありますか。

(管理者) 職員に私の気持ちが伝わればやれると思います。

(委員) 一般的な話ですが、グループホームで最期を迎えることはとても素敵な事です。グループホームが家族となっていて重症の認知症の方ですと、自分の家族を家族として認められていない方が殆どです。家族もそこで最後を迎えることが良いと思っています。特養に回すことが出来ない現状であれば、積極的にやるグループホームがあるならば、ヘルパーを教育する機会が殆どないと思いますが、流山市全体を考えると、そういう思いが強ければ手伝いをさせていただけないかと思っています。病院と併設になっていると病院に依存しているため、難しいと思っています。孤立していた方がやらざるを得なくなっていくのです。

そのような教育が必要であれば、自分は協力する気持ちはありま

す。

(委員) お気持ちはとてもわかります。看取ることを助け合いでやるんだと意識をもってやっている方がいると聞いたことがあります。有償ボランティアが見守って看取ったことを感謝されたと聞いています。志さないといけないことだと思います。

(委員) 昨年7月開設したサービス付き住宅で2人の方を看取りました。訪問看護ステーションがありますので、看護師が中心となり往診医と連携を取りながら対応しました。入居の方やケアマネなど関わりを持っている者で見送らせていただいた。看取りの問題はグループホームに限らずです。そこの暮らしに慣れ親しんでいた場所で、お看取りの時期に入ったということをヘルパーも受け入れてヘルパー自身ができる事をして見送りました。そのような場面に立ち会うと、ヘルパー、ケアマネも成長するんですね。家族から、たくさんの人に見送られてとても良かった、嬉しかった、と言われ、これからも同じようにやっていきたいと思う。

(管理者) 今まで亡くなった方の事を利用者様に伝えてはいませんでした。伝えることで落ち込んでしまうと思い伝えていませんでしたがそれを伝えることで心の変化があるのではと思いました。参考にさせていただきます。

(委員) グループホームが終わってしまうことを恐れています。グループホームが看取りまでやるという覚悟があればそれほど難しくなく出来ると思います。施設長の心構えをしっかり持ち、職員に多く話して、具体的な問題があったら家族も入れてしっかりと話し合う事が大事です。訪問看護も24時間見てくれます。職員が補うことは金銭的に不可能ですので、家族に可能な限り来ていただくことが大切だと思います。素晴らしい看取りが出来るような覚悟を持っていただけるとありがたいと思います。

(管理者) 頑張りたいと思います。

(会長) 今回指定を受けると6年間継続となりますので、その点も踏まえてご意見いかがですか。

(会長) 事業開始から12年間の中で利用者の入れ替わり、状態の低下があると思いますがそれぞれの利用者の変化に応じたあり方はどのようなプロセスをたどっていますか。ターミナルの承諾書の内

容はどのようなものですか。

(管理者) 利用者の状態の変化に対応するために全職員会議を1から2か月に1回実施しています。サービス担当者会議を行い全利用者の方のケアプランの更新、毎日モニタリングをし全利用者の状況を把握しています。ターミナルの同意書には、病院で治療を施す必要がない場合、延命措置を行うかどうか書面をもらっています。延命処置を行わないと署名をされている方は病院に運ばずに、訪問看護師を呼び、家族に連絡がつけば呼び、家族で看取る。延命を望む方は病院へすぐ搬送するという同意書になっています。

(委員) いつの時期に行うのですか

(管理者) 一昨年、12月の家族会でターミナルの話を一斉に説明し同意書を配りました。

(委員) 人材不足の中大変だとは思いますが、頑張っていたきたいと思えます。

(会長) それでは、この件についてはよろしいでしょうか。ただいま出された意見等を踏まえ、事務局において適切に手続きを進めるようにお願いします。

(事務局) それでは、事業者を、退室させたいと存じます。

事業者退室

(会長) 続きまして議題「(2) 地域密着型サービス事業者の休止についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 議題2の地域密着型サービス事業者の休止について説明いたします。共用型の認知症対応型通所介護事業所であるグループホーム花いちもんめについては平成27年4月1日から平成31年3月31日まで事業を休止したいということで、平成27年2月26日付けで休止届出書の提出がありました。

休止にあたり、平成27年3月11日に現地にてヒアリングを実施し休止の状況について確認をしました。休止理由としては、開所時には近所の人を中心に利用していただいていたのですが、去年の6月以降は利用者がいない状況であります。またデイサービスのために週1回パートで雇っていた人が8月で辞めてしまい、その後パートの募集等したが集まらず、人員確保も困難であるとのことでした。現在、利用者はいないため利用者が不利益となる

ことはありません。本日の運営協議会委員の意見を踏まえ、休止の手続きを進めさせていただきます。

(会長) デイサービスの職員が集まらない、共用型の利用者がいないということですね。共用型は何人までですか。

(事務局) 3名です。

(会長) それがゼロということですね。ご意見をいただければと思います。

(委員) 職員もいないので無理もないことではないかと思います。

(会長) グループホームに集中していただくのが良いと思います。

(委員) 認知症をその町で見るとみなさん言われるようになりました。

今までは薬でなんとかかなると思っていた一般の人たちが、あれでは無理だと思い始めた。どうするかという時、最も強い武器が認知症対応型のデイサービスです。多くの専門家も推奨しています。すごい有益な施設だという思いを持ち始めたところに、この件で、非常に残念に思っています。この事業を私自身は充実していきたいと思っていますが手を挙げる人もいないと怖い。休止について分析してこの事業がすたれないようになんとかできないか再開を祈りつつ介護支援課の意見はいかがでしょうか。

(事務局) 非常に残念な思いです。サービスが必要な方が安心して受けることが出来るように基盤を整備するのが使命で、利用の方がいないのは非常に残念です。昨日、現地に伺い、話を聞いてきました。

認知デイが継続、発展するためには客観的にどうなのかと意見交換をしてきました。認知デイやグループホームは認知症が重症になったら行く施設であるという固定観念が定着しているのではないかと。軽度のうちに利用できる施設と認識される必要があるのではないかと話していて、共感しました。

認知症が進んでしまいどうしようもないからグループホームにお願いする方もいる、軽度中度の認知症の方が積極的に利用していただき、緩和改善し自宅に戻っていただくサービスであったが、徐々に変わってしまい、180度逆転してしまっているのではないかとおっしゃっていた。必要としている方が必要なサービスにつながるための啓蒙、市民、包括、ケアマネジャーに保険者として訴えていく事が保険者としての唯一の手段と思っています。現

状としては残念な傾向にありまして、この事業だけではなく、定期巡回についても癌の末期の人が使うものだと思っている方も多いです。軽度の認知症の方が利用し生活のリズムがついて改善したと聞いています。ケアマネジャーや包括がニーズを適切に評価し、適しているサービスの引き出しを多くしていくといった啓発が必要です。そこが進まないと地域包括ケアシステムを創った時にサービスを総合化しても単純なプランの提供しかできなければ絵に描いた餅になってしまう。あらゆる方に固定観念を持たせない、必要な方が必要な時に必要なサービスを提供していけるようにしていきたいと思っています。

(委員) グループホームをやっていますが、職員不足です。NPOが立ち上げてやっているものはお金が差し上げられない、雇用ができない。職員がこない、お客様がこないのです。自分の考えですが、大手企業が認知症のデイサービスをやっている箇所がたくさんあります。そちらに行かれる、小さい所はどうにもならない、大声を上げる方などしか受け入れられないという状況で、入院したりで成り立っていかない状況にあります。そういうこともあるのではないかなと思います。

(会長) 学校の場合、介護福祉科学生一人当たりにも求人票が7枚来ます。近辺だけではなく神奈川県など遠方からも来ます。認知ケアは2年前にカリキュラムに入り、独立しました。経験をたくさん積まないと認知症ケアはできないものと認識しているようです。まずは技術から、その次に認知症という思いがあるようです。グループホームの実習もありますので、経験を積んだから出来るようになるものではなく、十分勉強をすれば対応が可能だという事を教育していきたくと思います。

学生は自分の家族の介護を経験して入学する方が多い。家庭の中でのイメージを持ってきます。地域の方々にご協力をいただいて狭い経験でものを見るのではないと伝えていきたいと考えています。

どこの学校もそうですが定員割れしていて充足率40パーセントのところが多々です。どうやって介護分野に人を流していくか、関心を持っていただけるか、仕組みが作ればと検討している所です。

(委員) 介護の現場は理念を持ってしっかりやっているが小さい所にしわ寄せが行ってしまっています。経営テクニックを持っている大手の方が伸びています。介護診療報酬単価の減算などができるとますます大変です。小さいところだと、パート、退職金制度がない。退職金制度がないと親からすると心配です。システム全体が異常になっている。

(委員) 特別養護老人ホームの入所基準が要介護3以上になったが、介護4、5の方が方が楽ではないかと思っています。むしろ、認知症の方が方が、介護度が低くても動くので大変です。

どこかで流れを変えていかないといけないと思います。

(会長) 休止の現状については、条件を整えていただきたいと思います。それまでに検証が出来ればと思います。

この件においては、事務局において適切に手続きを進めるようにお願いします。

次に議題「(3) 介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、議題3「介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について」ご報告させていただきます。資料3-1、3-2をお手元にご用意ください。

27年度4月からの委託予定となっています事業者の報告となります。2点目は、介護予防支援にかかるケアマネジメント業務の委託事業所の承認にかかる報告についてです。

まず資料3-1をご覧ください。平成27年4月からの介護予防ケアマネジメント委託事業者については、資料にあります事業所との契約を予定しております。こちらの49か所の事業者はいずれも本協議会において承認いただいている事業者でありますことから、平成27年度についてもご意見をいただき承認したいと思っております。なお、資料右側に2月末現在の包括支援センター別の委託実人数を掲載しました。事業所の規模により委託数に差がみられますが、各包括支援センターにおいては公平の観点から均等に委託ができるよう配慮していることを確認いたしました。C&C倶楽部ケアマネステーションにつきましては前回の運営協議会でご報告申し上げ、2月1日付で承認しております。資料では

実績が0件となっておりますが、3月に中部包括が2件委託しております。

次に資料3-2をご覧ください。今回新たに指定する事業所についてご報告いたします。介護予防ケアマネジメントについては、介護保険法第115条の23第3項に指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができると規定されています。

地域包括支援センターからの届け出書類に基づいて、介護予防ケアマネジメントに対する姿勢等を審査した結果、適切な介護予防ケアマネジメントを実施することができると認め、市として承認するものです。

なお、1のライフサポートについては、平成27年1月1日付で遡り一部委託の承認したことをご報告いたします。

ライフサポートとの契約の経緯としましては、昨年12月に被保険者に要支援1の認定結果が出たことに伴い、12月25日に中部地域包括支援センターが本人へ状況確認を行いました。その結果、支援の必要性はないと聞き取りをし、支援が必要となった際には被保険者本人から連絡をもらうよう説明していました。その後1月23日我孫子市のサービス付き高齢者住宅から連絡があり、ご本人がその高齢者住宅へ入居され、入浴時の見守りとしてサービスを利用していることがわかったため、1月にさかのぼり契約を交わしたものです。なお、契約を交わす前に中部地域包括支援センターが現在の居住地に訪問し、本人、長男と面談し本人の状況確認とあわせて、ケアマネジャーの介護予防プランの内容を確認しましたところ、ご本人にとって適切に介護予防支援サービスの提供がなされており、問題ないことないことを確認していましたので、遡っての承認を致しました。

また、3「居宅介護支援事業所えがお」は、平成26年6月に開設、4「リハビリデイながれやま」は平成27年2月に開設し、事業所開設後間もないことから、委託したケースについては、地域包括支援センターの十分な指導助言のもと、ケアマネジメントの質の維持、向上を図っていきたいと思っております。

以上につきまして、皆様のご意見をいただき、承認したいと思

っております。

(会長) ただいまの事務局からの説明につきましてご意見・ご質問等がございましたら、ご発言をお願いします。

地域の居宅介護支援事業所に予防プランを一部委託できるようにしたプロセスの中には、将来的に地域でみようとといったときに予防の段階からかわり、状態の変化に応じプランを考えていくために始まったことであり、単純に数の問題ではないと思っています。

(委員) 他市の施設であると費用的に安いこともあり、入る場合もあるようです。住み慣れたところには経済的な事情で住めない状況にあります。

(委員) 地域支援事業になるとマネジメントの仕事は変化しますか。

(事務局) 基本的には同様です。必要があれば、適切にプランがたえられる事業所であれば委託をできることになっています。総合事業が始まると多様なサービス、緩和したサービスが増えていきますとプランの立て方、どのような事業所をその方に結び付けていくのか、包括やケアマネジャーと状況や考え方を統一していかなければならない。プロセスを総合事業にあったケアマネジメントの考え方を説明する機会を持っていきたいと思っています。

(会長) すでに49の事業所については確認になりますが、新しく指定する事業所についてはよろしいでしょうか。それでは、本会として報告を受理しました。次に議題「(4)第6期高齢者支援計画」についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 第6期高齢者支援計画について説明させていただきます。今回は第6期高齢者支援計画の中でも地域包括支援センター及び地域密着型サービスに関係している箇所について説明いたします。

まずは地域密着型サービスに係る箇所を説明いたします。78ページをご覧ください。

今回の平成27年度からの介護保険法の改正で①「在宅医療と介護連携の推進」、②「認知症対策の推進」、③「地域ケア会議の推進」、④「生活支援サービスの体制整備」が位置付けられています。これらの事業は地域包括支援センターの業務と密接に関係していきます。在宅医療・介護連携は医師会等の協力を得て連携を

強化し、在宅医療・介護の一体的な提供体制を構築していきます。

生活支援サービスの体制整備につきましては生活支援コーディネーターと連携し、地域の高齢者が抱える生活支援ニーズを把握し、生活支援の担い手の養成や、ニーズに応じた新しいサービスの開発、また関係者間のネットワークづくりからニーズに対してのサービスのマッチングを図ってまいります。

認知症対策の推進につきましては、国がオレンジプランで掲げる「認知症になっても、本人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることが出来る社会の実現」を目指してまいります。具体的な施策としましては、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを予め標準的決めておく認知症ケアパスの構築と普及によって、早期診断・早期対応を中心とした支援体制づくりを進めてまいります。

このケアパス作成におきましては流山市医師会や地域包括支援センターと協力し作成していきます。また、認知症の早期対応システムとして、認知症初期集中支援チームの構築を考えております。早期に医療や介護へつなぎ認知症の重症化を予防することに取り組んでいきます。

認知症地域支援推進員につきましては平成26年度に各地域包括支援センターの専門職員が養成講座を受講しているため、地域での認知症啓発や個別の相談について充実させていきます。

高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に推進し、地域包括ケアシステムを実現させるための方法として多職種協働の地域ケア会議を開催いたします。

また、地域包括支援センター業務の評価事業については、運営内容の公表の推進と支援のため、第三者評価事業も別添スケジュールにより実施予定です。

次に第6期高齢者支援計画の中で地域密着型サービスに係る箇所について説明いたします。資料4の117ページをご覧ください。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、第6期におきましても事業を継続していただき、利用者の定着、サービスの普及を図っていきます。

グループホームにつきましては18床分の整備を図っていきたいと考えています。これについては平成26年度に1グループホームが廃止になったことと、今後増えていく認知症への対応となります。

また、平成28年度中に複合型サービス、今回の改正で看護小規模多機能型居宅介護と名称が変わりましたが、こちらのサービスにつきましても開始を予定しております。

(会長) ただいまの事務局からの説明につきましてご意見・ご質問等がありましたらご発言をお願いいたします。

(委員) 老人会の代表として、明るい見通しが立ち、ありがたいと思っております。老人会の中でも元気だった方がそうでなくなったり、地域包括支援センターやデイサービスなど紹介しています。システムの認知度が少ないと思います。利用する高齢者はもっともっというはずだと思っています。老人会の代表として知らせようと思います。

(会長) 住民に対する周知の仕方、サービス間の連携の仕方等ご意見を頂けるとありがたいと思っています。

(委員) ケアマネジャーですが、地域密着型は苦戦していますよね。小規模多機能も当初国が理想としていた動き方が機能していないのが現状です。24時間定期巡回については、希望する時間が重なり人手がなく利用できない。小規模多機能も夜勤がないので泊まれないなど、使う側からすると使い勝手が悪くなっている。悪循環になっているような気がします。

どうしたら地域密着型が利用者が増えて活性化して、まわっていくのかなと考えますが、使い勝手が悪くて困っています。市として今後どのように考えていますか。

(事務局) 保険者として啓発、周知などコツコツしていこうと思います。地域密着型サービスは住み慣れた地域で住み続けられるように考えられたものです。これから中心になっていかなければいけないサービスであり、ケアマネ連絡会や地域での懇談会で色々な意見をもらう中から手法を検討していきたい。

補足ですが定期巡回事業所の利用者の受け入れの話がありましたが同じ時間の利用者がいて対応しきれない場合は広域型のヘル

パー事業所と提携出来るようにな

ったため、代わりにピンポイントで行っていただけるようになり、定期巡回の受け入れは解消されています。

制度上の問題であれば国にも提案していきたいと考えています。

(委員) 認知症サポーターについて市としてどう考えていますか。地域で支えるために組織化するとか、音頭をとる必要があるのではないのでしょうか。

(委員) 市民後見人は江戸川区は社会福祉協議会が中心でやっています。そういった場所に入ってもらえるとより良いのではないのでしょうか。

(事務局) 認知症サポーターについて第6期の大きなポイント、早期に着手していく問題であると考えています。数の養成からどう活動していくか視点が移ったと思っています。成功事例を見に行き、流山らしさを加え早急に考えていきたいと思えます。これが認知症対策の総合的なところにつながっていくと思えます。

市民後見については、市民後見人は市民後見以外にサポート活動に協力してもらおう自治体もあると聞いています。認知症の方が増えていくなか、気軽に柔軟に使える市民後見がいることは必要だと思っています。後見制度のメリットを積極的にPRしていきたいと考えています。

(委員) 認知症サポーター養成講座について八木地区民生委員はH26年度は17名全員参加しました。まずは知識と情報を得る段階です。

(委員) 4月から総合事業に取り組む理由と、地域包括支援センターの強化をうたっていますが、増設など考えていますか。

民間でばらつきがでますね、また民間で最終的に責任を負えない部分もありますね。公立を一か所作ってもらえるとありがたいと思っています。

(事務局) 総合事業は要支援認定者が介護給付から市の事業を通じてサービスを受けるようになります。今までのサービス事業者はそのまま利用でき、地域住民の参加型の担い手、NPO法人などに加わって頂き、今までは資格を持った方しかできなかったホームヘルプサービスを、生活援助の部分は、資格がない方でも一定のマイサービ

スについては、たとえば地区社協のふれあいサロン（1から2か月に一回程度のものですが）等に保健師や理学療法士を派遣できれば週一回程度実施するような形の中で、要支援者に対応できるような事業を展開する予定です。

流山市では総合事業を平成27年4月から導入しました。制度的には平成29年4月からまでにスタートできればよいのです。多くの市町村はしっかり準備してからスタートします。受け皿を作るのは大事ですが、大きな目で見ると10年後に控えている高齢化のピークに向けて2025年対応型の支え合いの地域づくり・社会づくりを目指しています。それには時間とお金がかかります。総合事業に移行すると、その地域づくり・事業体づくりにお金を使えることになるので、街づくりに早く着手したいということで、総合事業の早期導入をしました。

住民参加型のサービス主体には、4月から市内の生活協同組合、準備ができ次第流山市シルバー人材センターにも協力してもらう予定です。元気な高齢者や、家庭の主婦等に市が主催するようなマナー研修を受けて頂いて、事業者で技能等をレクチャーして頂き、家事援助サービス等を担っていただく。デイサービスについては今後、流山にあった形を考えていきたい。

地域包括支援センターの拡充についてですが、地域包括支援センター数は増やしません、人員体制の充実強化する予定です。議会を通れば人員1名分増やすことが出来ると考えています。それ以降については今後の第7期の時点で考えていく事になります。基幹的な包括支援センターの公設はご意見として持ち帰らせていただきます。

民の力の活用、いろいろなサービスを作るにあたって、民間の力を活用していく。介護保険制度創設当初からの民間活力の導入という基本設計がある。その路線は崩さず、積極的に民間活力を活用していきたい。そのうえで、グループホームは18人分増床したい。広域型特別養護老人ホーム2施設200人分、地域密着型29人の特別養護老人ホーム1施設を第6期中の事業として計画している。懸念されるのは手を挙げる法人がいても、その中で働く人材がいないこと。人材の対策は県が中心なので、県のバッ

クアッパを受けながら地域の事業者が健全に発展するように考えていきたいと思っています。

(会長) 次に「その他」ですが事務局から何かありますか。

(事務局) 地域包括支援センターのサブネームを考えています。一目で見ても何をするとおころなのかわかる名前を付けたいと思います。

柔らかいイメージも考えていますが、いかがでしょうか。

(委員) 「なんでも」が柔らかい感じがしますね。

(委員) 「高齢者」という言葉は必要でしょうか。

(事務局) 平成24年4月から皆様にご協力いただいております本運営協議会は27年3月をもちまして任期が満了となります。各所属の団体に改めて推薦のご依頼をさせていただく予定です。お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

(会長) それでは、これで本日の協議事項はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。